

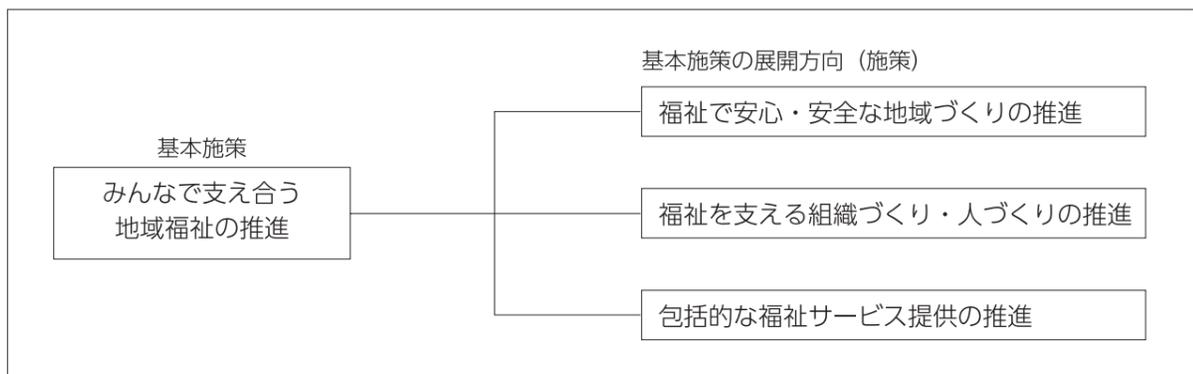
1 施策の大綱（政策の基本目標）

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-1 みんなで支え合う地域福祉の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

地域住民が主体となった地域づくりを通じ、地域における効果的な福祉サービス提供の仕組みづくりに取り組むとともに、それら福祉サービスや多様な福祉活動の担い手となる福祉を支える人づくりを進めることにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・福祉的支援を必要とする状況になっていても地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題が生じており、こうした地域で孤立する世帯を出さないために、普段から住民同士の交流を深める取組が必要です。
- ・日常生活に支援を必要としている住民が、地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の支え合いなどによるきめ細やかな支援が必要です。
- ・福祉ニーズの多様化が見込まれる中、必要とされる福祉サービスが確実に提供されるよう、基盤の整備を進める必要があります。
- ・ボランティア団体等の福祉活動には、団体相互の情報交換や地域住民との協働などが不可欠であり、また、活動を継続するための支援が必要です。
- ・判断能力が低下している方の財産や様々な権利を擁護する制度が十分に理解されていない、手続きが複雑で利用されにくいといった課題があります。
- ・少子化や核家族化などを背景に、地域との交流が少なくなっている中、家庭や地域の人々との関わりの中から、支え合いの心を育む活動が必要です。
- ・ボランティア団体、市民活動団体の活動における高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されているとともに、活動内容や参加方法の周知が不足しているため、住民が活動に参加しにくい、サービスを利用しにくい、という課題があります。
- ・生活困窮者は、住まいや就労などの課題を複合的に抱えている、自ら相談に行くことができない、支援を拒否している場合などがあり、相談支援につながりにくい現状があります。

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-1-1 福祉で安心・安全な地域づくりの推進
関連する奥州市版SDGs	

② 施策の目標	地域生活課題を地域住民等が自らの課題として「我が事」として捉え、その課題を「丸ごと」受け止められる住民主体の支援体制を構築し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進	誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、地域住民一人ひとりが地域生活課題を「我が事」として捉え、住民の福祉ニーズに対応して地域住民が主体となり新たな福祉サービスの創出を検討するなど、地域の中で支え合う仕組みづくりを進めます。
②地域住民を主体とした地域福祉活動の推進	地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりを進めます。また、地域福祉活動が身近な圏域で交流が図ることができるよう、地域の福祉活動を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
にこにこネット地域協力者数 (小地域ネットワーク*1推進事業)	人	3,468	3,500	3,500	平常における見守り・安否確認等のためのネットワークの支援体制の維持を目指します。
ふれあいいきいきサロン*2実施回数	回	2,816*	4,000	4,000	地域住民が集会所などに集い交流しながら地域生活の生きがいづくりと介護予防を図ります。
避難行動要支援者*3避難支援台帳 (個別避難計画) 登録者数	人	1,554	1,700	1,800	個別避難計画の作成対象者は、高齢化の進行や世帯の変化により増減があることから、追加登録や解除など対象者把握に努めます。

*1 地域の中で気づいたことや困ったことの解決に向けた話し合いをするなど、住民が地域福祉を進めていくための活動のこと。
 *2 高齢者や障がい者、子育て世代等が集まり、お茶のみやレクリエーション等の多様な活動をする場。
 *3 高齢者、障がい者、難病患者など、災害時の避難に第三者の手助けを特に要する人。

※ R2は新型コロナウイルスの影響でサロン開催が限られたことから、R1の実績値(4,016回)を基に目標値を算出した。

7 個別計画

第3期奥州市地域福祉計画（令和2年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-1-2 福祉を支える組織づくり・人づくりの推進
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、住民自身が地域福祉を支える役割を持ち、主体的に地域と関わり、活躍できる地域共生社会を目指します。住民が地域生活課題を「我が事」と捉える意識の醸成のため、情報発信や福祉教育を充実させるほか、地域における社会福祉活動への支援事業を推進します。 また、多様で複合的な地域生活課題に対応できる多種多様な地域福祉活動の担い手の確保と育成を図り、行政、関係機関、地域とが連携できる体制の構築を推進します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①移動制約者の支援の仕組みづくり	生活の中で移動手段に困難を抱える移動制約者が、安心して地域生活を送れるように、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり取り組みます。
②地域福祉を支える地域団体の活動推進	多様で複合的な地域生活課題に対応していくためには、地域福祉を支える様々な団体の活動を推進することが必要となり、民間事業所による新規事業の参入、社会福祉法人の地域に根差した取組、地域における社会福祉活動の更なる推進へ向け、情報発信や活動助成事業等を通じて支援します。
③地域を支える人材の育成	福祉教育の充実、様々な年代が生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
ご近所福祉スタッフ*1委嘱数	人	1,202	1,210	1,210	地域福祉活動の担い手として、ご近所福祉スタッフを委嘱し、見守り活動の推進を図ります。
地域福祉活動に各種助成金を活用した団体数	団体	29	30	30	市民団体等の継続した地域福祉活動の取組の促進を目指します。
みまもりおーネット*2登録事業者数	事業所	82	94	94	民間事業者の登録促進による見守り活動の強化を目指します。
ボランティア団体登録数	団体	73	75	75	ボランティア団体連絡協議会への登録による活動強化を目指します。
民生委員・児童委員の相談・支援件数	件	10,196	10,800	11,100	身近な相談役である民生委員・児童委員の活動により地域に根ざした相談支援を目指します。

*1 奥州市社会福祉協議会の会長が委嘱する地域福祉の推進者。関係機関と連携し、地域で困っている高齢者や障がい者等、援助を必要とする本人及び家族の日常生活のサポートや近所の助け合い活動を促し、住民参加の地域福祉活動のリーダーとして、行政区長や民生委員等とともに活動する。
 *2 奥州市地域見守り支援ネットワークの愛称。高齢者の孤立防止や消費者被害の防止等に地域全体で取り組むことを目的とし、民間事業者の協力をいただきながら、地域の中の見守る人・見守られる人を特定しない形で進める見守り活動。

7 個別計画

第3期奥州市地域福祉計画（令和2年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-1-3 包括的な福祉サービス提供の推進
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	地域共生社会の実現に向け、解決が困難な地域生活課題を丸ごと受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援に取り組みます。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①権利擁護の体制整備	判断能力や金銭管理に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。
②丸ごと受け止める支援の体制づくり	多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯を包括的に支援していくために、連携して課題解決を図る重層的支援体制の整備に取り組みます。特に、生活困窮者に対する相談窓口では、個々の状況に応じた情報提供を行い、健康で文化的な生活を営むことができるように支援を行います。
③必要なサービスにつなげる体制づくり	分野を越える複合的な課題については、最初に相談を受けた窓口が相談を受け止め、必要なサービス等に繋げるため中心窓口となり、他分野の担当課や関係機関が連携して支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
権利擁護に関する相談支援件数	件	754	800	800	権利擁護安心センターへの相談体制の充実を目指し、権利擁護支援体制の充実強化に取り組みます。
重層的支援体制による支援件数	件	-*	10	20	重層的支援体制を構築し、庁内連携の支援会議による包括的な支援に取り組みます。
生活困窮者自立支援制度による支援最終割合（支援最終件数/支援プラン数）	%	52	60	60	支援による生活困窮からの脱却について増加を目指します。

* 事業構築中であったため、現状値 (R2)はなし

7 個別計画

第3期奥州市地域福祉計画（令和2年度策定）

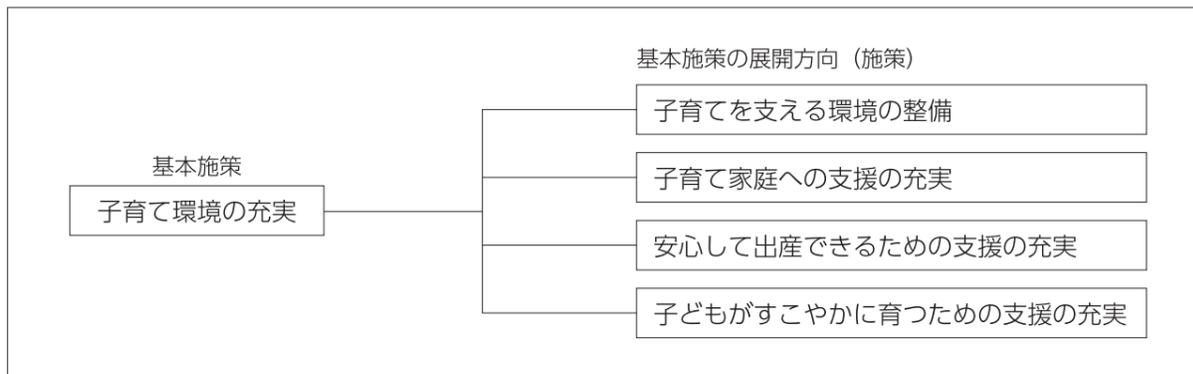
1 施策の大綱（政策の基本目標）

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-2 子育て環境の充実

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

子育ては、保護者による家庭教育が基本ですが、核家族化や共働き世帯の増加等により、家庭での子育てに対する負担感が増大しています。また、地域コミュニティの希薄化も進んでおり、子育てについて近隣で相談できなくなってきています。

そのような中、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、子育てに対する負担感・不安感を解消するため、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会全体で子育てへの支援をしていきます。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・多様化するニーズに対応するため、子育て家庭、保護者の状況にあった施設やサービスの情報提供等を行う相談支援体制が必要です。
- ・就学前児童数は減少傾向にあるものの、核家族化や共働き世帯の増加により、保育所入所希望者は増加しています。待機児童数に関しては、民間法人の保育施設の整備に対する支援を実施し、利用定員の増加を進めてきています。引き続き待機児童が発生しない取組を進める必要があります。
- ・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に安心・安全に過ごすことができる健全な育成の場の確保が必要です。
- ・子どもがすこやかに育つには、よい育児環境の中で生活することが大切です。そのための正しい知識普及や、経済的支援や養育支援を必要とする家庭が抱えるさまざまな不安を取り除く等、保護者が安心して子育てができるよう相談や支援の充実が必要です。
- ・心身発達面に不安のある子どもや医療的なケアを必要とする子どもと、その保護者への相談支援や関係機関の連携など、ネットワークの形成が必要です。また、そのような子どもの保育施設への入所が増加傾向であることから、当該児童の成長、発達に必要な支援を把握し、その提供や保育所等への受け入れを進める必要があります。
- ・ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者や、心身発達面に不安のある子どもとその保護者への相談支援や関係機関の連携など、ネットワークの形成が必要です。
- ・ライフスタイルや経済社会の変化の中で、特に乳幼児期は親の負担が高まりやすい状況にあることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談や支援が必要です。
- ・妊婦の中には、経済面や精神面で不安を抱きながら妊娠するケースが増えていきます。安心して妊娠期を過ごし、この時期から親子の愛着形成ができるよう支援が必要です。
- ・思春期は、精神的にも身体的にも成長する重要な時期であり、心と体に対する正しい知識を身につけることが必要です。このことが望まない妊娠や出産後の虐待を予防することにつながります。この時期から将来像を描けるよう働きかけることが必要です。

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-1 子育てを支える環境の整備
関連する奥州市版SDGs	

② 施策の目標	教育・保育施設の整備や相談機能の充実等により、待機児童の解消と保護者の負担軽減を図ります。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①教育・保育施設の再編	待機児童の解消が進むいま、子どもの数の減少に対応した適正規模による教育・保育環境の充実を実現するため、公立施設を整理統合し、公立・私立施設の安定した運営と経営を進めます。
②相談機能の充実	認定こども園*1の子育て支援機能を強化するとともに、子育て支援事業利用者支援員を配置し、子育て世帯それぞれの実情に応じた援助を行います。
③子育てと仕事の両立への支援	共働き世帯の増加にあわせ保育所入所へのニーズが高まっていることから、保護者が安心して就労を続けられるよう保育定員の拡充を進めます。また、関係機関と連携した各種休暇制度等の啓発により、子育て世帯の支援に努めます。 保育所等の入所児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な保育の体制を確保できるよう、病児・病後児保育の充実に努めます。
④特別な支援を要する児童等の支援	発達の遅れなど特別な支援を必要とする児童等の受け入れに必要な人材確保の支援を進めます。また、医療的なケアを必要とする子どもが、必要とする教育・保育を受けられるような体制づくりの検討を進めます。
⑤放課後における児童の健全育成の推進	放課後の適切な遊びや生活の場として放課後児童クラブ*2を開設し、子どもたちの安心・安全な居場所を提供します。 待機児童の解消と学校再編を考慮した施設配置を行い、老朽化施設の改修と小学校の余裕教室等を活用した整備を進めます。

*1 都道府県が認定した施設で、保護者の労働の有無に関わらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施し地域における子育て支援を行う。
*2 共働き家庭など、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び場及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るもの。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
保育施設における待機児童数 (各年度4月1日現在)	人	19	0	0	待機児童数ゼロを目指します。
保育施設における待機児童数 (各年度10月1日現在)	人	17	0	0	待機児童数ゼロを目指します。
放課後児童クラブへ入所できている割合	%	91.5	98.0	100.0	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生で入所が必要な児童が入所できることを目指します。(5月1日時点)

7 個別計画

第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-2 子育て家庭への支援の充実
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	子育て家庭の多様なニーズに対応するサービスの提供により、子育てに関する不安感や負担の軽減・解消を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。また、支援を必要とする家庭が将来的に自立していけるような支援の充実を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①地域における子育て支援の充実	子育て中の親子が気軽に集える地域子育て支援拠点事業や子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター*1事業の充実を目指し、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境の整備を推進します。
②子育て支援サービス及び相談支援体制の充実	子育て短期支援事業や一時預かり事業、赤ちゃんの駅*2など多様なサービスにより子育てしやすい環境づくりを目指します。 広報、ホームページや情報誌のほか、訪問や健診時にも子育てに関する情報提供を積極的に行います。 気軽に相談できるように、メール相談の活用や子育て支援センター利用時の相談を促進するとともに、関係機関との連携を図り、子育てに関する相談支援の充実に努めます。
③配慮を要する子どもや家庭への支援	子ども家庭総合支援拠点において子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置して支援を要する家庭に必要な支援を速やかに届けます。 ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難のある子ども・若者への支援体制の整備に努めます。 ヤングケアラー*3等、複合的な課題を抱える家庭については、他機関等と連携しながら、包括的・重層的に支援を行います。 女性相談への適切な対応及びDV*4被害者への適切な支援に努めます。 困難を抱えた家庭が自立して子育てができるよう、適切な支援を行います。
④発達に課題を有する子どもや育てにくさを感じている親への支援	子ども発達支援センター*5が中心になり、心身障がい児や発達に課題のある子どもとその家族や関係者に対して、早期の相談対応、幼児教室や園訪問での療育指導及び発達の評価（発達検査など）を行い、子どもの特性に合わせた学習機会が提供できるよう、体制の整備を進めます。

*1 子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織。育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターが仲介して会員同士が支え合うもの。
*2 乳幼児を連れて保護者が、外出時におむつ替えや授乳を行うことができるスペース。
*3 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
*4 (ドメスティックバイオレンス) 配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係（過去も含む）にある男女間での暴力行為。身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力など多岐にわたる。
*5 心身障がい及び発達に課題のある児童とその保護者に対する相談、検査、療育指導を行う機関。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
ファミリーサポート事業登録会員数のうち提供会員数	人	286	288	290	支援を行う提供会員数の現状維持に努めます。
地域子育て支援拠点事業利用者数（親子）	人	31,200	32,000	33,000	積極的な情報提供により利用者の増を目指します。
児童虐待相談最終割合	%	26.00	28.00	30.00	相談支援の充実により児童虐待相談ケースの最終割合の増を目指します。
ひとり親家庭の自立（全額支給の割合）	%	39.90	35.00	30.00	児童扶養手当制度における、低所得者世帯を対象とする全額支給の割合が減少することを目指します。
子ども・若者相談利用者（実数）	人	12.00	14.00	16.00	ひきこもり等、子ども・若者相談の利用者数の増加を目指します。
療育事業「幼児教室」通所児保護者の満足度	%	89.4	90.0	92.0	通所児保護者の満足度増を目指します。

7 個別計画

- 第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画（令和元年度策定）
- 第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度策定）
- 奥州市母子保健計画（第2次）（平成29年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-3 安心して出産できるための支援の充実
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	安心して出産できるよう、関係機関との連携を強化します。
---------	-----------------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①思春期保健事業の推進	学校と連携し、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための学習の場を提供します。
②妊娠期支援の充実	妊娠届出時に保健師等専門職が面接することで、支援を必要とする妊婦を早期に把握し支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。 妊娠期から子育てに対する意識の醸成を図ります。
③不妊治療への助成	妊娠を希望する夫婦が行う不妊治療への助成を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
妊娠・出産について満足している者の割合	%	92.2	93.5	95.0	満足できる妊娠・出産となることを目指します。
妊娠11週以前の妊娠届出率	%	93.6	94.0	95.0	妊娠届出者のうち早期に届け出することを目指します。

7 個別計画

- 第3次奥州市健康増進計画（平成29年度策定）
- 奥州市母子保健計画（第2次）（平成29年度策定）
- 第3次奥州市食育推進計画（令和元年度策定）
- 第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-2-4 子どもがすこやかに育つための支援の充実
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	保護者の育児不安を軽減し、子どもが健康に育つことを目指します。
---------	---------------------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①育児不安や課題を抱える保護者への支援	育児に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し産後のメンタルヘルスケアや虐待防止を目的とした相談体制の充実を目指します。
②望ましい生活習慣の普及の強化	子どもが健康に育つために大切な生活習慣の確立に向け、訪問や乳幼児健康診査等により、継続的に心身の成長発達と生活習慣を確認し、支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
4か月児健康診査時の問診で育児が楽しいと回答した保護者の割合	%	95.6	97.5	98.0	4か月児の子どもを持つ保護者の多くが、育児が楽しいと感じることを目指します。
3歳児健康診査時の問診で育児が楽しいと回答した保護者の割合	%	84.2	90.5	91.0	3歳児の子どもを持つ保護者で、育児が楽しいと感じる母親が多くなることを目指します。
朝食を週6日以上食べている子どもの割合	%	96.0	98.0	100.0	100%を目指します。

7 個別計画

- 第3次奥州市健康増進計画（平成29年度策定）
- 奥州市母子保健計画（第2次）（平成29年度策定）
- 第3次奥州市食育推進計画（令和元年度策定）

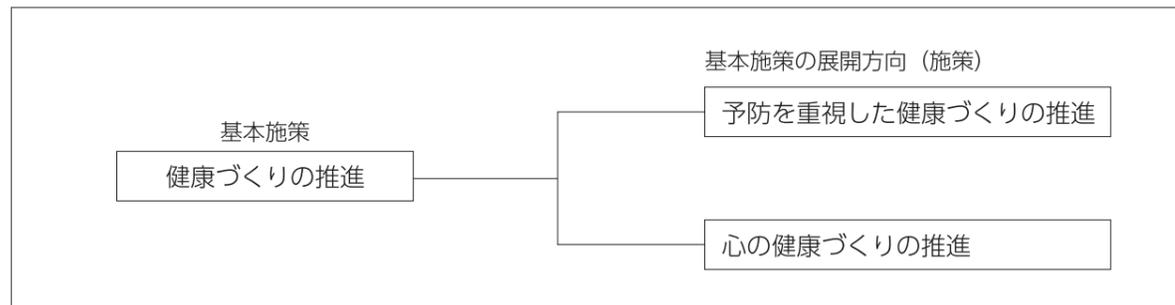
1 施策の大綱（政策の基本目標）

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-3 健康づくりの推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市民一人ひとりが、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、住民と協働で健康意識の向上を目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・栄養、運動、休養などバランスのとれた生活習慣の定着が、将来の疾病予防や健康寿命*1の延伸に大きく関わっています。
- ・メタボリックシンドローム*2に着目した生活習慣病予防のための特定健診、特定保健指導への取組を強化することが必要です。
- ・成人に多いがんなどの疾病予防と、早期発見に向けた各種健（検）診受診率の向上対策が課題となっています。
- ・死亡率の高い心疾患、脳血管疾患を減らすため、乳幼児期からの生活習慣病予防のための取組の強化が必要です。
- ・団塊世代が高齢者となり少子高齢化が進む中、住み慣れた地域で自分らしく元気で過ごせるよう高齢者の健康づくりの取組が課題となります。
- ・うつ病に対する正しい知識の普及と相談窓口の充実など、より効率的な心の健康づくりへの取組が重要です。
- ・奥州市の自殺死亡率は全国平均を下回ってきているが、50歳代～60歳代の男性や70歳以上の女性の割合が高い状況にあります。また、若者の自殺者をなくすため教育と連携した取組の強化が必要です。

*1 介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間のこと。
*2 内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせもった状態。内臓脂肪症候群。

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-3-1 予防を重視した健康づくりの推進
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	病気の予防や早期発見のための各種保健事業を充実させ、健康づくりに関する知識の普及と実践に対する支援を行い、市民一人ひとりが健康で生き生きと生活できるよう目指します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①健康づくり事業の実施	データ分析を行い地域の健康課題を明確にし、地域と協働で食生活、運動、喫煙など生活習慣の改善や健康づくりを推進します。
②健康づくりボランティア団体の育成、支援	食生活改善推進員や健康増進サポーター等、健康づくりのためのボランティア団体の養成や育成を行い、地域での活動を支援します。また、家庭、保育施設、教育機関、地域と連携し、食育活動を推進します。
③成人健（検）診事業の実施	年代に応じた各種健（検）診を実施するとともに、受診率向上に向けた取組を強化します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
脳血管疾患による死亡率 (人口10万人対)	人	151.40	151.00	150.00	脳血管疾患による死亡を減らします。 【参考値(令和元年)：全国86.1 岩手県158.2】
悪性新生物による死亡率 (人口10万人対)	人	375.50	375.10	374.90	悪性新生物による死亡を減らします。 【参考値(令和元年)：全国304.2 岩手県364.6】
メタボリックシンドローム該当者率	%	23.40	22.00	20.00	生活習慣病発症者の減少を目指します。
特定健診受診者の喫煙率	%	13.40	11.40	10.40	生活習慣病の要因となる喫煙率の減少を目指します。

7 個別計画

- 第3次奥州市健康増進計画（平成29年度策定）
- 第3次奥州市食育推進計画（令和元年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-3-2 心の健康づくりの推進
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	心の健康に関する正しい理解の普及に努め、自殺者の減少を目指します。
---------	-----------------------------------

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①心の健康教育の実施	心の健康に関する正しい知識の普及と、スクリーニング*などによるうつ病の早期発見、医療への結び付けにより自殺の防止を強化します。特に50歳代男性に対するうつスクリーニングの実施、出前健康講座等での知識の普及、中高生への命の講演会等を行います。自殺対策計画に基づき、関係者、地域住民と連携しさらに対策を強化します。
②医療機関等との連携強化	相談窓口を周知するとともに、心に悩みを持つ人や精神疾患や障がいのある人、その家族に対する精神保健相談や家庭訪問を実施します。また、関係機関と連携を強化し医療機関等につなげる支援を行います。
③ゲートキーパーの養成	人材育成として計画的にゲートキーパーの養成研修を行い人材育成を図ります。

* ふるい分けること。多数の中から特定の条件に合うものを抽出するために簡易な検査を用いて選別すること。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
自殺死亡率 (人口10万人対)	人	19.80	18.40	17.40	減少を目指します。 【参考値(令和元年)：全国15.7 岩手県20.5】

7 個別計画

- 第3次奥州市健康増進計画（平成29年度策定）
- 奥州市自殺対策計画（平成30年度策定）

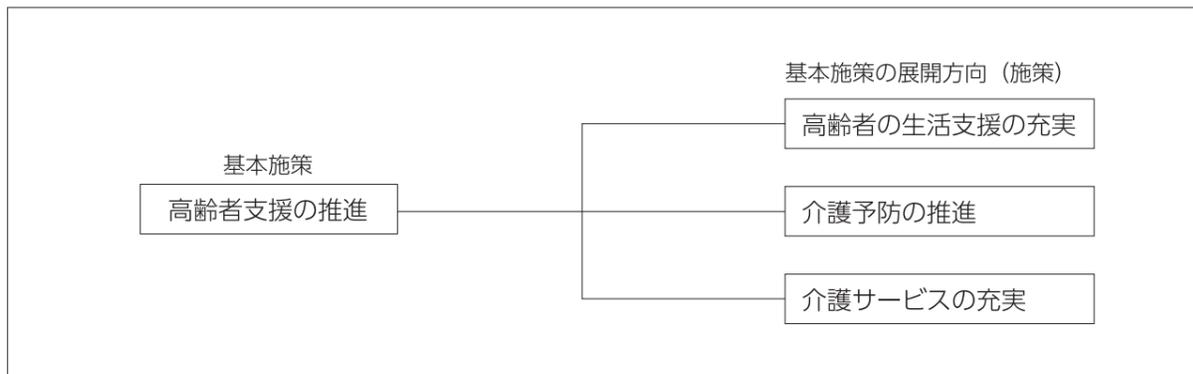
1 施策の大綱（政策の基本目標）

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-4 高齢者支援の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

すべての高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・団塊の世代が全て75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を地域の実情に応じて推進していくことが重要となっています。
- ・日常生活の中で困りごとや心配ごとを抱える高齢者が、地域包括支援センター*などの身近な相談窓口で気軽に相談できるよう間口を広げ、適切なサービスや制度の利用、関係機関につなげるなど、相談支援体制の強化が必要となっています。
- ・認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指していくことが必要となっています。
- ・高齢化が進む中で、老人クラブの存在は、地域を基盤とする自主的な組織で、高齢者自らが生きがい高め、健康づくりを進める活動や地域を豊かにする各種の活動を推進し、地域コミュニティを維持する上で重要となっています。しかし、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあり、地域に根ざした活動を継続していくためには、活性化を図る取組が必要となっています。
- ・介護保険サービス需要に対応できるサービス提供量を確保するため、計画的な施設整備が必要となっています。また、市内介護サービス事業所においては、介護人材の不足を理由としてサービスの休廃止に至っている現状もあることから、人材確保の取組が必要となっています。

* 介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-4-1 高齢者の生活支援の充実
	関連する奥州市版SDGs 

② 施策の目標	<p>高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行うとともに、保健・医療・福祉が連携し、包括的に支援します。</p> <p>また、年長者を尊び、高齢者を大切にす「敬老の精神」の普及を行うとともに、環境上や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を支援します。</p>
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①地域包括支援センターによる支援	高齢者に関する総合相談や訪問活動により要介護高齢者を把握し、必要なサービスや制度の利用を支援します。 介護支援専門員の後方支援、「早期発見・見守り」や「保健・医療・福祉」等のネットワーク構築を通じて、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
②敬老の精神、権利擁護などの周知と普及	高齢者に感謝し、長寿を祝福するとともに、敬老の精神の普及と高齢者福祉の推進を図るために、敬老会開催の支援等を行います。 権利擁護のための成年後見制度*1や認知症についての正しい理解が進むよう啓発を行います。
③老人福祉法の措置による支援	環境上や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を施設に入所させるなどの支援を行います。
④福祉サービスによる支援	在宅の高齢者が家庭や地域の中で安心して自立した生活を送ることができるように、高齢者の生活を支援するサービスを提供します。
⑤生活支援体制の整備	生活支援コーディネーター*2や協議体の活動により、社会福祉協議会やボランティア・NPO、民間事業者など、地域全体で担い手を育て、支え合いの地域づくりを進めます。

*1 認知症の人、知的障がい者及び精神障がい者などの判断能力が十分でない人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるように支援する制度。

*2 地域における高齢者の生活支援や介護予防のニーズ・資源を把握し、支え合い体制やネットワークづくり、ニーズと資源のマッチングを行う人。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
敬老会の参加率 (参加者数/会場開催地対象者数)	%	30.9	35.0	36.0	現状値から5%の増加を目指します。*1
認知症サポーター養成講座の年間受講者数	人	565	800	1,000	毎年、受講者10%増を目指します。*2

*1 R2はコロナ禍により会場開催は3行政区、2地区、9高齢者施設

*2 R2は新型コロナウイルスの影響により受講者数が減少した。その他、制度の変更等あり、これからはR2の現状値相当と推測し、R2を基準値とした。

7 個別計画

奥州市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和2年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-4-2 介護予防の推進
関連する奥州市版SDGs  	

② 施策の目標	高齢者の心身の状況を改善するとともに、生活機能全体の維持・向上を通じて、可能な限り住み慣れた地域で活動的で生きがいのある自立した生活を送ることができるよう支援します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①生きがい支援の推進	高齢者がいきいきとした暮らしができるように、老人クラブ活動や生きがいづくりのための活動の支援、交流、情報発信、社会参加支援を行います。
②介護予防事業の充実	高齢者の地域での介護予防に資する活動の育成や支援を行うとともに、高齢者が自立した生活が送れるよう、対象者の状態に合わせた、住民主体の通いの場「よさってくらぶ」等の介護予防事業を行います。 また、認知症の予防や早期発見、早期治療、関係機関のネットワークの強化を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
よさってくらぶの参加者数	人	1,162	1,900	2,300	新型コロナウイルス流行前の伸び率（毎年200人増）を目指します。*
要支援から要介護への移行割合	%	41.0	37.0	35.0	毎年1%減を目指します。

* 新型コロナウイルスの影響により、R2の現状値はR1実績値（1,119人）とほぼ同等に留まった。

7 個別計画

奥州市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和2年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-4-3 介護サービスの充実
関連する奥州市版SDGs   	

② 施策の目標	高齢者が介護が必要な状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができるように、また家族の介護負担軽減のために、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に受けられるように支援します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①介護保険サービスによる支援	通所介護や訪問介護などの居宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスが要介護者の状態に合わせた形で提供されるように、適正な給付に努めるとともに、必要に応じ事業者等への指導を行います。
②介護施設の整備等の支援	高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるように必要なサービスを提供します。また、介護施設の整備については介護ニーズを勘案しながら計画的な整備に努めるとともに、介護人材の確保を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
要介護者及び要支援者の認定率	%	19.1	19.1	19.1	現状維持に努めます。
特別養護老人ホーム待機者のうち、早急入所が必要な待機者数	人	126	0	0	待機者ゼロを目指します。

7 個別計画

奥州市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和2年度策定）



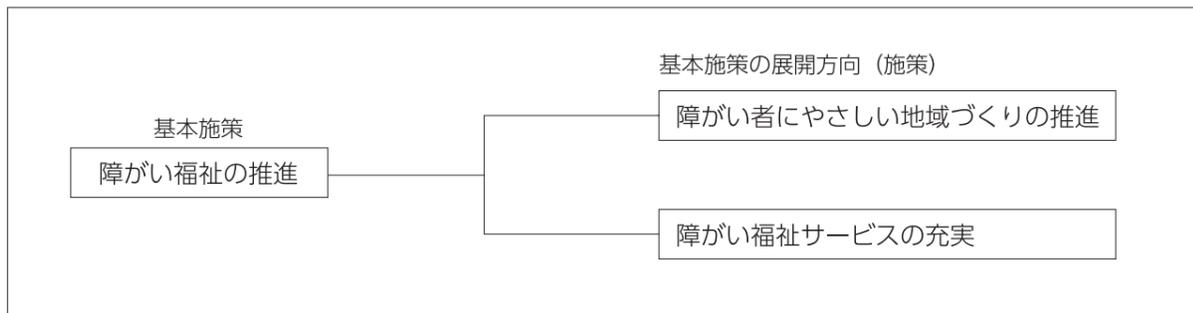
1 施策の大綱（政策の基本目標）

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-5 障がい福祉の推進

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

「ノーマライゼーション*」、「障害者差別解消法・共生き条例（障がい者差別解消のための県条例）」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、誰もが地域で自立し安心して暮らせる社会の実現を目指します。

* 障がい者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマル（正常）な状態であるという考え方のもとに行われる施策、またはその推進のための運動のこと。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- 障がいのある人が社会の一員として、健やかな生活を送るために、障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションや障害者差別解消法・障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の理念のもと、相互の理解を深める必要があります。
- 障がい者が地域で自立して生活するために、働く場の確保や障がいの程度に応じて就労ができるような障がい福祉サービスを提供し、積極的に社会参加できるようにするための支援が必要です。
- 障がい者が地域で安心して生活するために、居宅介護や短期入所、生活介護などの障がい福祉サービスの提供とともに、家族の負担を減らしていく必要があります。

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-5-1 障がい者にやさしい地域づくりの推進
関連する奥州市版SDGs	

② 施策の目標	障がい者が相談しやすく、必要な支援を受けられる体制を整え、障がい者が地域で自立して生活できる社会を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①障がい者の自立・社会参加の促進	地域で安心して生活できるように、気軽に相談できる体制を整えます。必要に応じてサービスを受けられる体制を強化し、地域で生活を希望する人を支援していきます。
②障がい者の就労の促進	障がい者が地域で生活していただくためには、経済的な自立が重要です。障がい者が持つ能力を十分に発揮できるように、障がい者の就労や職業訓練をさらに進め、社会参加の拡大を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
施設入所者の地域生活への移行	人	0	2	2	毎年度1～2名の移行を目指します。
一般就労への移行者数	人	7	9	11	現状値の12%増を目指します。(中間目標値)

7 個別計画

- 第6期奥州市障がい福祉計画（令和2年度策定）
- 第2期奥州市障がい児福祉計画（令和2年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-5-2 障がい福祉サービスの充実
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	障がい者が必要とする障がい福祉サービスを提供できるよう関係機関が連携し、障がい者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①障がい福祉サービスの充実	障がい者が必要なときに必要なサービスを受けられるように、施設の整備に対する助成などを行い、サービスの質や量の充実を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
障がい福祉サービス支給決定者数	人	1,591	1,600	1,600	利用者数の増減が見込めないため、現状維持とします。
障がい児通所支援支給決定数	人	204	215	225	現状値の5%増を目指します。(中間目標値)

7 個別計画

- 第6期奥州市障がい福祉計画（令和2年度策定）
- 第2期奥州市障がい児福祉計画（令和2年度策定）

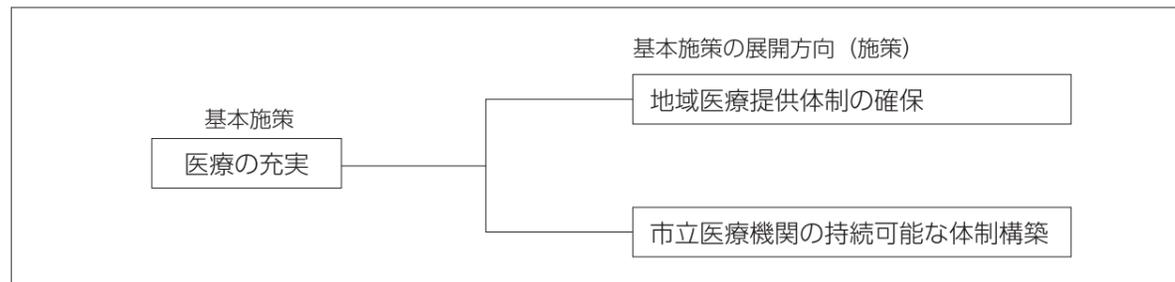
1 施策の大綱（政策の基本目標）

健康で安心して暮らせるまちづくり

2 基本施策名称

3-6 医療の充実

3 体系図



4 基本方針（基本施策がめざすまちづくりの方針）

市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるように、地域医療体制の充実を目指します。医療費給付事業を実施し、市民の医療機会の確保を目指します。市立医療機関については、高齢者人口の割合増加に対応し、医療の確保・継続が可能な体制の構築を図り、胆江医療圏のニーズに合った医療を提供します。

5 現状と課題（基本施策に取り組むにあたり、踏まえるべき現況や解決すべき課題）

- ・市民の健康を守り、将来にわたり安定的な医療体制を更に充実させることが必要です。
- ・不足する医師や看護師等の医療従事者の確保対策が必要です。
- ・救急医療や休日・夜間・へき地医療など多様な医療ニーズへの対応が求められています。
- ・地域包括ケアシステム*の構築に向け、医療と介護の連携、在宅医療の推進及び認知症患者への対応が求められています。
- ・国民皆保険の基礎となっている国民健康保険は、平成30年度から岩手県が財政運営の主体となり、財政運営の安定化が図られてきました。今後、実質的な広域化・適正化が重要となってきます。
- ・市立医療機関は、他の病院と重複し過剰と認められる機能の見直しや地域に不足が見込まれる機能へ特化するとともに、持続可能な経営の確立が必要です。

* 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域でサポートし合う社会システムのこと。

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-6-1 地域医療提供体制の確保
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	在宅医療と介護の連携体制を整備するとともに、一次・二次救急の維持・確保を図り地域医療の充実に努めます。
---------	---

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①在宅医療・介護の連携体制の強化	医師会、歯科医師会、薬剤師会、公立病院・診療所、福祉・介護事業者等との連携体制の構築、強化を図ります。
②救急医療の充実	休日、夜間診療所の運営委託による一次救急及び救急告知病院等への支援による二次救急の維持・確保を図ります。
③国民健康保険事業及び後期高齢者医療の実施	国保の財政主体広域化に対応するため、適正な財政運営を維持するとともに、医療費の適正化に取り組み、安定的な運営をめざします。また、後期高齢者医療保険の改正の周知徹底を図ります。
④医療費給付事業の実施	子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等、寡婦に対し医療費の一部を給付し、医療機会を確保することにより対象者の心身の健康を保持し、生活の安定を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
救急搬送件数の市内病院搬送割合	%	93.50	94.00	95.00	現状維持に努めます。

7 個別計画

- 第3次奥州市健康増進計画（平成29年度策定）
- 奥州金ヶ崎地域医療介護計画（令和2年度策定）

6 これからの取組（基本施策の展開方向（施策毎の具体的推進策））

① 施策名	3-6-2 市立医療機関の持続可能な体制構築
関連する奥州市版SDGs 	

② 施策の目標	市立医療機関の持続可能な体制を構築するためその機能や役割を見直すとともに、県立病院との連携を再構築し、在宅医療・訪問看護や地域包括ケア医療の拡大、感染症への対応といった胆江医療圏のニーズに合った医療を提供します。
---------	--

施策の方向（具体的取組策）	主な取組内容
①市立医療機関の機能の充実	市立病院・診療所が現在行っている医療サービスを基本としながら、市立医療機関の機能や役割を見直し、充実した医療体制の構築を図ります。
②経営の健全化	市立医療機関の経営の効率化を図り、市立病院・診療所改革プランの確実な実施による経営の健全化を進めます。
③医師等医療従事者の確保	医師養成奨学生に着任を促進するなど、提供する医療サービスに合わせ、医師など医療従事者の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定の考え方
訪問看護件数	件	7,620	8,020	8,220	需要が増えている訪問看護事業をさらに拡大し、毎年100件の増加を目指します。
医師養成奨学生着任数	人	2	4	4	医師を確保するため、医師養成奨学生の着任を促進します。

7 個別計画

- 奥州金ヶ崎地域医療介護計画（令和2年度策定）
- 奥州市立病院・診療所改革プラン（令和3年度策定予定）